

「保険金で住宅修理ができる」 と勧誘する事業者に注意!!

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」
「保険金が出るようサポートする」など
「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに
関する相談が急増しています。

消費者へのアドバイス

- 申請サポート会社に頼らずとも、
保険金の請求は加入者自身で行な
えます。
- うその理由で保険金を請求するこ
とは絶対やめましょう
- 請求期限が迫っているなどの勧誘
やインターネット広告をうのみに
せず、安易に契約しないようにし
ましょう



不審に思ったときは、警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!



消費者ホットライン ☎188(いやや)
京都市消費生活総合センター
(中京区役所内) ☎366-1319

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

